

京都大学	博士 (法 学)	氏名	趙 晶
論文題目	複数行為者による不法行為についての日中比較研究－共同不法行為制度を中心に－		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、中国における複数行為者による不法行為制度につき、その沿革から侵権責任法に至るまでの理論の変遷を精確に検証する作業を行い、その分析を踏まえて、この問題に関する日本法の下での共同不法行為・競合的不法行為をめぐる議論との比較を通じ、中国における複数行為者による不法行為に関する法理の理論的・体系的特徴と課題（とりわけ、要件面での課題）を明らかにし、侵権責任法の下での複数行為者による不法行為制度にとって適切と考えられる理論枠組みを示すことを試みたものである。</p> <p>第1章では、中国の近代以来の各時期における複数行為者による不法行為制度を検証している。その際、大清民律草案から中華国民法典に至るまでの発展段階、1979年以降の経済体制の改革時代における民法通則の下での発展段階、その後の人身損害賠償司法解釈制定前後の10年間に分けて、複数行為者による不法行為に関する法律規定、司法解釈によって形成された学説を紹介した上で、事件類型ごとに裁判例を類別し、整理している。</p> <p>第2章では、中国侵権責任法の立法過程を分析し、中国侵権責任法草案における複数行為者による不法行為制度の内容および審議過程における議論状況を紹介し、そこで示されている複数行為者による不法行為制度の構造を考察している。そして、侵権責任法の採用した複数行為者による不法行為制度には、次のような特徴があるとしている。第一は、侵権責任法8条が規定している「共同不法行為」が、意思の関連性がある主観的共同不法行為に限られ、行為者間の共同故意または共同過失によって判断すべきであるとされていることである。第二は、同法10条の「共同危険行為」では、「他人の人身、財産の安全に危険が及ぶ行為」を行ったかどうかを基準とされ、主観的要件が要求されておらず、また、免責事由については、行為者が具体的加害者を証明できた場合に連帯責任を免れるとする立場を採用していることである。第三は、同法11条・12条が「意思の連絡がない数人の不法行為」を定めており、それらは因果関係が明らかでない場合についての規定であるということ、しかも、11条は累積的因果関係の場合を規定し、12条は部分的因果関係の場合を規定しているということである。さらに、11条・12条は、人身損害賠償司法解釈の採用した「直接結合」・「間接結合」という基準を採用していない点でも重要である。</p> <p>これら中国法の全容を第3章で総括した後、第4章では、日本における複数行為者による不法行為を扱う共同不法行為その他の制度を、中国の議論状況を把握し、その理論的特徴と課題を明らかにする上で有用であると思われる視点か</p>			

ら分析している。

第5章では、日本法の議論との比較対照から見えてくる複数行為者による不法行為に関する中国侵権責任法の特徴を明らかにし、そこから導かれる具体的検討課題を抽出した上で、責任体系構築に向けた理論面からの提言を行っている。具体的には、①「共同不法行為」の中核概念である関連共同性の意義につき、中国においては多くの学者が主観的共同過錯説を支持しているが、日本で客観的関連共同の意味について積極的に論究している立場が説いているように、客観的に見て複数行為者が危険共同体または利益共同体を構成していると評価することのできる場合には、被害者との対外的関係において各行為者の行為を不可分一体のものとして捉え、各行為者間に損害填補における相互保証の関係を認めることで、各行為者の連帯責任を正当化すべきであること、しかも、そこで要求されるべき関連共同性は、日本法に言う「強い関連共同」と解するのが相当であること、②「共同危険行為」における責任要件に関して、中国法上の共同危険行為の制度は、択一的因果関係のある複数行為者の不法行為を対象として、因果関係不明による立証困難から被害者を救済するという趣旨に出たものである以上、共同危険行為であるとされるためには、日本における近時の見解が説くように、「共同の行為」であることが要件となるのではなく、各行為者の行為と損害結果との間に択一的因果関係が存在すれば足りること、③競合的不法行為の一種である「意思の連絡がない数人の不法行為」類型においては、現代的な不法行為現象を前にして、寄与度不明の場合に、被害者に対する救済を確保するため、各行為者が対外的に全部連帯責任を負うとした上で、寄与度に関する証明リスクを行為者側に負担させることが、「意思の連絡がない数人の不法行為」類型につき分割責任主義を原則としている中国においても一考に値すること、その際、日本法の下で「弱い関連共同性」類型とされている枠組みが採用されるべきことを説き、そのための評価の観点を提示している。

終章では、中国における複数行為者による不法行為の類型についての体系的な理解のあるべき姿を示し、将来に向けた各論的検討課題に言及している。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、中国における複数行為者による不法行為制度につき、清朝末期から侵権責任法に至る理論の変遷を検討した上で、日本法の下での共同不法行為・競合的不法行為をめぐる議論との比較を通じ、その理論的・体系的特徴と課題を明らかにしたものである。

本論文は、次の二点において価値の高い研究となっている。

第一は、本論文が、複数行為者による不法行為をめぐる中国における議論を網羅的に整理し、その理論史を克明に描き出すとともに、狭義の共同不法行為・共同危険行為・「意思の連絡がない数人の不法行為」のそれぞれにおいて展開されている各種論点を細密に検証した上で、類型横断的に考察した点である。この分野における従前の中国での議論は、理論の展開過程を実証的に検討する視点に欠け、また、議論の対象を狭義の共同不法行為に限定する傾向があり、日本で公表された研究論稿も、狭義の共同不法行為制度の概要を教科書的に紹介するにとどまっている。こうした中で、本論文は、通時的な視点を取り入れ、かつ、共同不法行為類型とこれに隣接する類型との連関を意識することで、中国における複数行為者による不法行為制度の理論的基礎を明確に示したものであり、日本における中国法研究にとってのみならず、中国における学説と実務の発展にとって極めて高い価値を有する。

第二は、本論文が、現代社会における不法行為現象に対処すべく、侵権責任法の下での解釈論を洗練させるため、公害・薬害、交通事故等での経験を経て理論面での蓄積を得た日本法の議論を参照し、これとの比較により、侵権責任法の規範体系とも整合性のある形で、細部にわたる理論的提言をした点である。特に、狭義の共同不法行為につき、主観的共同説を維持する中国での権威的学説の問題点を明らかにし、客観的共同説の視点を中国で採用すべきことを示した点及び競合的不法行為における寄与度減責の理論を侵権責任法の下での解釈論として採用するための枠組みを示した点は重要である。もとより、これらの理論的提言には、問題がないではない。共同不法行為において客観的関連共同性要件により連帯責任が正当化される論拠及び関連共同性の判断基準については、なお十分な説明がされているとはいえない部分があるし、競合的不法行為につき分割責任主義を基礎とする中国侵権責任法体系の下で、連帯責任を基礎に据えた日本の寄与度減責の法理を矛盾なく受け入れることができるのかについても、慎重な検討を要するものと思われる。しかしながら、急速に発展する中国社会において各種の複数加害者による不法行為の問題が深刻化する中、現下の解釈論では適切な対応が困難と思われる問題処理のため、新たな切り口から試みられた解釈論的提言は、中国における学説と実務に一石を投じたものと評価することができる。

以上の理由により、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいものであると認められる。なお、平成24年2月2日に、調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。